

香川県条例第19号

香川県企業誘致条例の一部を改正する条例

香川県企業誘致条例（平成16年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="226 475 315 507">附 則</p> <p data-bbox="188 550 405 582">（この条例の失効）</p> <p data-bbox="147 587 882 619">4 この条例は、<u>平成25年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p data-bbox="188 662 461 694">（失効に伴う経過措置）</p> <p data-bbox="147 699 1093 805">5 <u>平成25年3月31日</u>以前に新条例第3条第3項の規定により申請した企業の当該申請に係る指定及び当該指定に係る助成金の交付については、この条例の失効後も、なお従前の例による。</p>	<p data-bbox="1218 475 1308 507">附 則</p> <p data-bbox="1180 550 1397 582">（この条例の失効）</p> <p data-bbox="1140 587 1874 619">4 この条例は、<u>平成21年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p data-bbox="1180 662 1453 694">（失効に伴う経過措置）</p> <p data-bbox="1140 699 2085 805">5 <u>平成21年3月31日</u>以前に新条例第3条第3項の規定により申請した企業の当該申請に係る指定及び当該指定に係る助成金の交付については、この条例の失効後も、なお従前の例による。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。